令和3年度業務改善助成金を申請される方へ

　本助成金の申請を検討されている場合は、必ずあらかじめ、交付要綱・交付要領・申請マニュアルをお読みください。（「業務改善助成金」（厚生労働省HPに掲載））

　全コースとも申請期限があります。なお、国の予算額を超えるおそれがある場合、申請期限前に予告なく受付を締め切る場合がありますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和3年8月から、業務改善助成金の内容が大幅に拡充されました。詳細は上記厚生労働省HPをご確認ください。

地域別最低賃金は、毎年10月初旬に改定されます。最低賃金の改定前に、業務改善助成金を活用して、従業員の賃金引上げを図ることが最もメリットの大きい活用方法です。ぜひご検討ください。

【**交付申請時に特に留意していただきたい点**】

※申請は事業場単位です。（事業場内最低賃金が地域別最低賃金との差額30円以下の事業場が対象）

1． 事業実施計画の内容について（機器等を購入する場合）

　※労働能率増進目的の機器等の導入を行うことを、「事業」といいます。

　労働能率を増進する機器等の導入により、生産性向上・労働能率の増進を図り、賃金の引き上げを目指す事業実施計画であることが分かるように、交付申請時に提出する「事業実施計画書」には、現状の課題、設備投資など業務計画の内容、計画の実施による生産性の向上などを具体的に明記してください。

2．事業実施計画の費用について

　事業に要する費用が必要最小限かつ適正な水準であることを確認するため、以下の点に留意の上、見積書をご提出ください。

（1）2者以上の見積書

同じ内容で2者以上の見積り合わせ(※)を行ったもの

※適正な価格競争が行われていないと判断される場合は、交付決定できないことがあります。

※2者以上の見積書を提出できないやむを得ない事情がある場合は、①提出できない理由及び②当該機器でなければならない理由を示す申立書を提出してください。

（2）詳細を記載した見積書

「一式」という記載ではなく、機器等の内訳ごとの見積額が記載されたもの。

3．その他留意点について

（1）交付申請書の提出前に、賃金の引き上げを行わないこと

（2）交付決定前に設備投資などを実施しないこと

（3）引き上げ労働者の労働時間数について

　 引き上げ労働者の労働時間が著しく短く、労働者性が疑われる場合は、労働契約締結状況、出勤実績、賃金支払実績等の提出を求めます。

　生産性向上の取組や業務改善助成金の手続きについて、雇用環境・均等室に専門の相談員がおりますので、

お気軽にご相談ください。

　　　〒790-8580

　　　　　愛媛労働局雇用環境・均等室　松山市若草町4番地３　松山若草合同庁舎6階

　　　　　電話０８９－９３５－５２２２　　FAX０８９－９３５－５２１０